

## 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 中村豊は、国立大学法人茨城大学就業規則第79条の2の規定に基づき、大学における継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 大学は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、国立大学法人茨城大学就業規則第79条第1項第2号及び第3号に基づく定年の到達後も、選考のうえ継続雇用することができる。

- (1) 勤労意欲がある者
- (2) 定年退職年度に受診した健康診断の結果が、就業に支障がないと認められる者
- (3) 定年退職年度以前3年において勤務実績、態度が良好な者

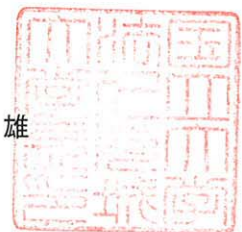
2 前項第3号に定める勤務実績、態度が良好な者とは、昇給する際に、国立大学法人茨城大学教職員賃金規程第13条の4第1項第5号（ただし、国立大学法人茨城大学教職員昇給基準第2条第5号エに規定する者を除く。）に決定された者以外の者をいう。

（有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、平成21年4月1日より平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、大学又は教職員等の代表者から別段の申し出がない限り、引き続き1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成21年 3月25日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸雄



農学部労働組合執行委員長 中村

